

最高裁秘書第778号

平成31年2月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成31年1月21日付け（同月22日受付，最高裁秘書第362号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成14年3月29日付け最高裁人給A第5号事務総長依命通達「国家公務員等の旅費に関する法律第4条第1項の規定に基づく旅行命令権の委任等について」
(片面で9枚)

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁人給A第5号

(人い-5)

平成14年3月29日

高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿
最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所書記官研修所長 殿
家庭裁判所調査官研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 堀籠幸男

国家公務員等の旅費に関する法律第4条第1項の規定に基づ

く旅行命令権の委任等について（依命通達）

国家公務員等の旅費に関する法律第4条第1項の規定に基づく旅行命令等を発する権限（以下「旅行命令権」という。）の委任等については、下記により取り扱ってください。

なお、裁判官及びその他の裁判所職員（以下「職員」という。）が証拠調べその他裁判の遂行上行う旅行についての旅行命令権者は、訴訟法上の裁判所、受命裁判官又は受託裁判官になります。

記

- 1 職員及び職員以外の者の内国旅行についての旅行命令権の委任を受ける者及び当該旅行命令等の対象者の範囲は、別表第1のとおりとする。
- 2 1の委任を受けた者に事故がある場合にその権限を行う者は、別表第2のとおりとする。

りとする。

- 3 1の委任を受けた者は、その事務の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、あらかじめ最高裁判所長官の承認を得て、更に旅行命令権の再委任をすることができる。この場合において、別表第3のとおり再委任をするときは、あらかじめ最高裁判所長官の承認を得たものとみなす。
- 4 高等裁判所支部（知的財産高等裁判所を除く。）、地方裁判所又は家庭裁判所の長は、当該裁判所又は当該裁判所支部の管轄区域外の地（監督高等裁判所の管轄区域外の地を除く。）へ旅行する場合には、あらかじめ監督高等裁判所長官の認可を受けなければならない。
- 5 高等裁判所長官がその高等裁判所の管轄区域外の地へ旅行する場合には、あらかじめ最高裁判所の認可を受けなければならない。高等裁判所支部（知的財産高等裁判所を含む。）、地方裁判所又は家庭裁判所の長が当該監督高等裁判所の管轄区域外の地へ旅行する場合も同様とする。
- 6 4及び5の定めは、急速を要するため、あらかじめ認可を受けることができない場合又は最高裁判所若しくは高等裁判所の命令による旅行の場合には適用しない。ただし、急速を要するため、あらかじめ認可を受けずに旅行した場合には、速やかに理由を付して認可をすべきものに届け出なければならない。

付 記

- 1 この通達は、平成14年4月1日から実施する。
- 2 昭和28年1月1日付け最高裁判所人給A第1号事務総長依命通達「国家公務員等の旅費に関する法律第4条第1項の規定に基づく旅行命令権の委任について」は、平成14年3月31日限り、廃止する。

付 記（平成14. 11. 12人給A第31号）

この通達は、平成14年11月12日から実施する。

付 記（平成16. 4. 1人給A第21号）

- 1 この通達は、平成16年4月1日から実施する。

- 2 平成16年法律第8号による改正前の裁判所法（昭和22年法律第59号）第14条の2に規定する裁判所書記官研修所又は同法第14条の3に規定する家庭裁判所調査官研修所に勤務していた職員（裁判所書記官研修所長及び家庭裁判所調査官研修所長であった者を除く。）が平成16年4月1日付け転任に伴う赴任のため旅行する場合におけるこの通達による改正後の基本通達記3の定め適用については、同基本通達記3中「その職員が転任の直前に勤務していた裁判所（検察審査会を含む。）においてその者に対する旅行命令権の委任を受けていた者」とあるのは「裁判所職員総合研修所長」とする。
- 3 平成16年4月1日前に裁判所書記官研修所長又は家庭裁判所調査官研修所長が委嘱した研修については、この通達による改正後の基本通達別表第1に定める裁判所職員総合研修所長の委嘱による研修とみなす。

付 記（平成17. 3. 29人給A第000139号）

- 1 この通達は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施前に東京高等裁判所長官が発した旅行命令のうち、平成17年3月31日において東京高等裁判所に勤務する職員のうち同年4月1日において引き続き知的財産高等裁判所に勤務することとなった職員に対して発した同日以降に係る旅行命令は、この通達による改正後の基本通達別表第1に定める知的財産高等裁判所長が発したものとみなす。

付 記（平成18. 4. 17人給A第000418号）

この通達は、平成18年4月1日から適用する。

付 記（平成21. 3. 17人給A第000211号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

付 記（平成28. 3. 25人給第196号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

付 記（平成29. 12. 22人総第2468号）

この通達は、平成30年1月1日から実施する。

(別表第1)

旅行命令権の委任を受ける者	当該旅行命令等の対象者の範囲
最高裁判所事務総長	<p>最高裁判所事務総局事務次長 最高裁判所事務総局の局課の長その他の職にある判事及び判事補 最高裁判所に勤務する裁判所調査官である判事及び判事補 最高裁判所長官秘書官及び最高裁判所判事秘書官 最高裁判所（司法研修所，裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館を除く。）に勤務する職員で次に掲げるもの</p> <p>(1) 指定職俸給表の俸給を受ける者（最高裁判所事務総長を除く。）</p> <p>(2) 行政職俸給表(一)の職務の級が7級以上の者</p> <p>(3) 医療職俸給表(一)の職務の級が3級以上の者</p> <p>法律，最高裁判所規則又は最高裁判所裁判官会議の議決に基づき設置された委員会，審査会等の委員等（下級裁判所裁判官指名諮問委員会の地域委員会以外の高等裁判所，地方裁判所，家庭裁判所又はこれらの所在地に設置された委員会，審査会等の委員等を除く。）</p> <p>最高裁判所において開催する協議会等の参加者 最高裁判所（司法研修所及び裁判所職員総合研修所を除く。別表第3の最高裁判所事務総長の項において同じ。）において依頼する講師等</p>
最高裁判所事務総局の局課の長	<p>旅行命令権の委任を受ける者が所属する最高裁判所事務総局の局又は課と同一の局又は課に勤務する職員で次に掲げるもの</p> <p>(1) 行政職俸給表(一)の職務の級が6級以下の者</p> <p>(2) 行政職俸給表(二)の俸給を受ける者</p> <p>(3) 医療職俸給表(一)の職務の級が2級以下の者</p> <p>(4) 医療職俸給表(二)の俸給を受ける者</p> <p>(5) 医療職俸給表(三)の俸給を受ける者</p>
最高裁判所大法院首席書記官	<p>大法院及び小法院に勤務する職員で次に掲げるもの</p> <p>(1) 行政職俸給表(一)の職務の級が6級以下の者</p> <p>(2) 行政職俸給表(二)の俸給を受ける者</p>

<p>司法研修所長</p>	<p>司法研修所に勤務する職員（司法研修所長を除く。） 司法研修所において実施する研修（講習を含む。以下同じ。）の研修員 司法修習生 司法研修所において実施する研修及び修習の指導又は事務の担当員 司法研修所規程に基づき調査若しくは研究又は参与の委嘱を受けた者 司法研修所において依頼する講師等</p>
<p>裁判所職員総合研修所長</p>	<p>裁判所職員総合研修所に勤務する職員（裁判所職員総合研修所長を除く。） 裁判所職員総合研修所において実施する研修の研修員 研修生 裁判所職員総合研修所において実施する研修の指導又は事務の担当員 裁判所職員総合研修所において依頼する講師等</p>
<p>最高裁判所図書館長</p>	<p>最高裁判所図書館に勤務する職員（最高裁判所図書館長を除く。）</p>
<p>高等裁判所長官</p>	<p>高等裁判所（支部を除く。）に勤務する職員 首席家庭裁判所調査官等に関する規則第1条第4項に規定する職務を行う首席家庭裁判所調査官 司法研修所長又は裁判所職員総合研修所長の委嘱による研修の指導又は事務の担当員及び研修員 高等裁判所において依頼する講師等 法律又は最高裁判所規則に基づき設置された委員会、審査会等（高等裁判所又はその所在地に設置されたものに限る。）の委員等 最高裁判所の発出する通達に基づき開催する協議会等の参加者</p>
<p>知的財産高等裁判所長</p>	<p>知的財産高等裁判所に勤務する職員</p>
<p>高等裁判所支部長</p>	<p>高等裁判所支部（知的財産高等裁判所を除く。）に勤務する職員</p>

<p>地方裁判所長</p>	<p>地方裁判所に勤務する職員 管内の簡易裁判所及び検察審査会に勤務する職員 地方裁判所並びにその所在地の地方検察庁及び弁護士会で修習中の司法修習生並びに修習の指導又は事務の担当員 司法研修所長又は裁判所職員総合研修所長の委嘱による研修の指導又は事務の担当員及び研修員 地方裁判所において依頼する講師等 法律又は最高裁判所規則に基づき設置された委員会、審査会等（地方裁判所又はその所在地に設置されたものに限る。）の委員等 最高裁判所の発出する通達に基づき開催する協議会等の参加者</p>
<p>家庭裁判所長</p>	<p>家庭裁判所に勤務する職員 司法研修所長又は裁判所職員総合研修所長の委嘱による研修の指導又は事務の担当員及び研修員 家庭裁判所において依頼する講師等 法律又は最高裁判所規則に基づき設置された委員会、審査会等（家庭裁判所又はその所在地に設置されたものに限る。）の委員等 最高裁判所の発出する通達に基づき開催する協議会等の参加者</p>

(別表第2)

旅行命令権の委任を受けた者	旅行命令権の委任を受けた者に事故がある場合にその権限を行う者
最高裁判所事務総長	最高裁判所事務総長の職務を代理する最高裁判所事務総局事務次長又は最高裁判所事務総局の職員
司法研修所長	司法研修所長の職務を代理する司法研修所教官
裁判所職員総合研修所長	裁判所職員総合研修所長の職務を代理する裁判所職員総合研修所教官
最高裁判所図書館長	最高裁判所図書館副館長
高等裁判所長官	高等裁判所長官の職務を代理する裁判官
知的財産高等裁判所長	知的財産高等裁判所長の職務を代理する裁判官
高等裁判所支部長	高等裁判所支部長の職務を代理する裁判官
地方裁判所長	地方裁判所長の職務を代理する裁判官
家庭裁判所長	家庭裁判所長の職務を代理する裁判官

(別表第3)

旅行命令権の委任を受けた者	旅行命令権の再委任を受ける者	当該旅行命令等の対象者の範囲
最高裁判所事務総長	最高裁判所において依頼する講師等の招へいに関する事務を担当する最高裁判所事務総局の局課の長	最高裁判所において依頼する講師等
最高裁判所事務総局の局課の長	最高裁判所事務総局の課の参事官又は局の課長のうち次に掲げるもの (1) 秘書課の庶務を担当する参事官 (2) 情報セキュリティ室長が兼ねる参事官 (3) 総務局第一課長 (4) 人事局総務課長 (5) 経理局総務課長 (6) 民事局第一課長 (7) 刑事局第一課長 (8) 行政局第一課長 (9) 家庭局第一課長	旅行命令権の委任を受けた者が所属する最高裁判所事務総局の局又は課と同一の局又は課に勤務する行政職俸給表(-)の職務の級が6級以下の職員(行政職俸給表(二)の俸給を受ける職員、医療職俸給表(-)の職務の級が2級以下の職員及び医療職俸給表(三)の職務の級が6級以下の職員を含む。最高裁判所大法廷首席書記官の項を除き、以下同じ。)
最高裁判所大法廷首席書記官	訟廷首席書記官	大法廷及び小法廷に勤務する行政職俸給表(-)の職務の級が6級以下の職員及び行政職俸給表(二)の俸給を受ける職員
司法研修所長	司法研修所事務局の総務課長	司法研修所に勤務する行政職俸給表(-)の職務の級が6級以下の職員
裁判所職員総合研修所長	裁判所職員総合研修所事務局の総務課長	裁判所職員総合研修所に勤務する行政職俸給表(-)の職務の級が6級以下の職員

最高裁判所図書館長	最高裁判所図書館の総務課長	最高裁判所図書館に勤務する行政職俸給表(-)の職務の級が6級以下の職員
高等裁判所長官	高等裁判所事務局の総務課長	高等裁判所（支部を除く。）に勤務する行政職俸給表(-)の職務の級が6級以下の職員
知的財産高等裁判所長	知的財産高等裁判所事務局の庶務第一課長	知的財産高等裁判所に勤務する行政職俸給表(-)の職務の級が6級以下の職員
高等裁判所支部長	高等裁判所支部の庶務課長	高等裁判所支部（知的財産高等裁判所を除く。）に勤務する行政職俸給表(-)の職務の級が6級以下の職員
地方裁判所長	地方裁判所事務局の総務課長	地方裁判所に勤務する行政職俸給表(-)の職務の級が6級以下の職員 管内の簡易裁判所及び検察審査会に勤務する行政職俸給表(-)の職務の級が6級以下の職員
家庭裁判所長	家庭裁判所事務局の総務課長	家庭裁判所に勤務する行政職俸給表(-)の職務の級が6級以下の職員